別紙１

令和　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

参加資格確認書

プロポーザルの参加資格を確認しました。記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 新たな劇場基本計画検討業務委託

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

電子メール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提 案 資 格 | | | 資 格 確 認 欄 ※ | | |
| (1)横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録  次のア又はイの条件を満たすこと。 | | |  | | |
|  | ア　令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ｱ)、(ｲ)の条件のどちらかを満たすこと | | 登録業者  コード |  | |
|  | (ｱ)　「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| (ｲ)　「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| イ　上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。 | |  | | |
| (2)設計業務実績  文化芸術施設（劇場又はホール）の基本計画及び基本設計の策定に係る業務実績（計画素案の立案など全体に関わるものとし、部分的な助言などは該当しない）がそれぞれ１件以上あること。 | | |  | | |
| (3)技術者配置  本業務の履行期間内に、統括責任者及び担当技術者を配置すること | | | 統括責任者氏名 | |  |
| 担当技術者指名 | |  |
| (4)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。 | | |  | | |
| (5)心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない者でないこと。 | | |  | | |
| (6)破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。 | | |  | | |
| (7)銀行取引停止処分を受けていないこと。 | | |  | | |
| (8)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。 | | |  | | |
| (9)参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年４月１日）の規定による指名停止を受けていないこと。 | | |  | | |

※　資格確認欄の記入方法

(1)の登録業者コードは、令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿によるコードを記入してください。

(1)のア～イ、（3）～(9)は、提案資格を満たしている場合は、「○」を記入してください。

別紙２

令和　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

参加資格確認書

プロポーザルの参加資格を確認しました。記載内容については、事実と相違ありません。

件名： 新たな劇場基本計画検討業務委託

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

電子メール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提 案 資 格 | | | 資 格 確 認 欄 ※ | | |
| (1)共同企業体の設計業務実績  文化芸術施設（劇場又はホール）の基本計画及び基本設計の策定に係る業務実績（計画素案の立案など全体に関わるものとし、部分的な助言などは該当しない）がそれぞれ１件以上あること。 | | |  | | |
| (2)-1横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録  次のア又はイの条件を満たすこと。 | | | 構成員名 |  | |
|  | ア　令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ｱ)、(ｲ)の条件のどちらかを満たすこと | | 登録業者  コード |  | |
|  | (ｱ)　「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| (ｲ)　「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| イ　上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。 | |  | | |
| (2)-2横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録  次のア又はイの条件を満たすこと。 | | | 構成員名 |  | |
|  | ア　令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ｱ)、(ｲ)の条件のどちらかを満たすこと | | 登録業者  コード |  | |
|  | (ｱ)　「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| (ｲ)　「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| イ　上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。 | |  | | |
| (2)-3横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録  次のア又はイの条件を満たすこと。 | | | 構成員名 |  | |
|  | ア　令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されている者でかつその内容が次の(ｱ)、(ｲ)の条件のどちらかを満たすこと | | 登録業者  コード |  | |
|  | (ｱ)　「登録種目」に「901：建築設計（監理含む）」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| (ｲ)　「登録種目」に「905：建設コンサルタント等の業務」が第１位に登録されていること。 |  | | |
| イ　上記アの条件を満たす資格について、横浜市への入札参加資格審査申請を完了していること。 | |  | | |
| (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。 | | |  | | |
| (4)心身の故障により業務を適正に行うことが出来ない者でないこと。 | | |  | | |
| (5)破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。 | | |  | | |
| (6)銀行取引停止処分を受けていないこと。 | | |  | | |
| (7)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。 | | |  | | |
| (8)参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正平成31年４月１日）の規定による指名停止を受けていないこと。 | | |  | | |
| (9)構成員は３者以内とすること。 | | |  | | |
| (10)技術者配置  本業務の履行期間内に、統括責任者及び担当技術者を配置すること | | | 統括責任者氏名 | |  |
| 担当技術者指名 | |  |
| 担当技術者指名 | |  |

※　資格確認欄の記入方法

(1)の登録業者コードは、令和元・２年度横浜市一般競争入札有資格者名簿によるコードを記入してください。

(1)のア～イ、（3）～(9)は、提案資格を満たしている場合は、「○」を記入してください。

別紙３

　　年　　月　　日

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

　業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　件名　新たな劇場基本計画検討業務委託

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 注文者 | 受注区分 | 件名 | 業　務　内　容 | 契約金額  （千円） | 履　　行  期　　間 |
|  | * 元請 * 下請 |  |  |  | から  まで |
|  | □　元請  □　下請 |  |  |  | から  まで |
|  | □　元請  □　下請 |  |  |  | から  まで |

（注意）１　提案書作成要領「３　参加条件(1)イ」に記載している実績に係る業務について、完了したものを記載してください。

２　下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（　 ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

　　　 ３　業務内容については具体的に記載するとともに、契約書の写しなど実績を確認できる資料を添付してください。

共同企業体協定書（参考）

別紙４

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

一　新たな劇場基本計画検討業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）

二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を　　市　　町　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、　　　年　　月　　日に成立し、新たな劇場基本計画検討の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　県　　　市　　　町　　　番地

　　　　　　　株式会社

　　　県　　　市　　　町　　　番地

　　　　　　　株式会社

（代表者の名称）

第６条　共同体は、　　　　　　　株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、新たな劇場基本計画検討業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに見積書の提出、契約の締結、自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（運営委員会）

第８条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、新たな劇場基本計画検討業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第９条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（分担業務）

第10条　各構成員の新たな劇場基本計画検討業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　の　　　業務　　　　　　株式会社

　　　　の　　　業務　　　　　　株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。（取引金融機関）

第11条　共同体の取引金融機関は、　　　　　銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会おいて、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、共同体が新たな劇場基本計画検討業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第18条　共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　株式会社外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　月　日

　　　　　株式会社

代表取締役　　　　　　　　 印

　　　　　株式会社

代表取締役　　　　　　　　 印

共同企業体協定書第10条に基づく協定書（参考）

新たな劇場基本計画検討業務については、　　　　　　　　　共同企業体協定書第10条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

　　　　の　　　業務　　　　　　株式会社　　　　　　　　円

　　　　の　　　業務　　　　　　株式会社　　　　　　　　円

　　　　　　　株式会社外　社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　月　日

　　　　　　株式会社

代表取締役　　　　　　　　 印

　　　　　　株式会社

代表取締役　　　　　　　　 印